

事業用自動車に係る環境対応車普及促進事業補助金交付規程

(通則)

第1条 環境性能に優れた自動車運送事業用自動車の購入に対する助成金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、低公害車普及促進等対策費補助金（平成21年度第2次補正予算分）交付要綱（平成22年2月1日国自総第440号）（以下「交付要綱」という。）、低公害車普及促進等対策費補助金実施要領（平成22年2月1日国自総第441号）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、交付要綱第2条の目的の達成を図るため、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が交付要綱に基づき造成される基金を管理する一般社団法人環境パートナーシップ会議（以下「EPC」という。）の委託により、環境対応車を導入する者に対して補助金の交付を行う事業（以下「補助事業」という。）の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この規程における以下の用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。
- 二 「環境対応車」とは、自動車のうち別表1に定める環境性能要件を満たすものをいう。
- 三 「新車」とは、自動車のうち道路運送車両法第7条に規定する登録を初めて受けることとなるもの、又は道路運送車両法第59条第1項に規定する自動車の新規検査を初めて受けることとなるものをいう。
- 四 「自動車運送事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第2項に規定する自動車運送事業を営業者をいう。
- 五 「自動車リース事業者」とは、借受人を自動車の使用者として行う自動車運送事業用自動車の貸渡しを業とする者をいう。

(交付の対象者、補助対象経費)

第4条 センターは、自動車運送事業者又は自動車リース事業者（以下「補助事業者」という。）が行う自動車運送事業の用に供する環境対応車の導入（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、別表1に掲げる補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）について、EPCが管理する基金の範囲内において、補助金を交付する。

(補助金の交付額)

第5条 第4条に掲げる環境対応車の導入に要する経費に係る補助金交付額は、定額とし、別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、平成21年10月23日から平成22年9月30日までに道路運送車両法第7条に規定する新車の登録（以下「新規登録」という。）又は道路運送車両法第59条第1項に規定する新車の検査の届出（以下「新規届出」という。）及び13年超の経年車の使用済自動車として引取業者への引き渡し（ただし別表1に掲げる経年車の廃車を伴う場合に限る。）を行い、これらを行った日から30日以内に、様式第1又は様式第1-2による補助金交付申請書兼実績報告書（以下「申請書」という。）をセンターに提出しなければならない。

- 2 申請は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。
 - 一 別表2の申請要件を満たすこと。
 - 二 申請は、導入する環境対応車の1台ごとに行われること。
 - 三 別表3に定める書類が添付されること。

四 他の国庫補助金（国以外の第三者が国からの補助金を原資として交付する補助金を含む。）と重複して申請しないこと。

（交付の決定および補助金の額の確定等）

第7条 センターは、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定及び補助金の額の確定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。この場合において、センターは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

- 2 センターは、審査の結果、補助金を交付すべきでないものと認めるときは、速やかに様式第3による不交付通知書により補助事業者へ通知するものとする。
- 3 センターは、第1項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第8条 補助事業者は、前条の規定による補助金交付決定通知兼補助金の額の確定通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定及び補助金の額の確定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して7日以内に様式第4による補助金交付申請取下書をセンターに提出しなければならない。

（計画変更の承認等）

第9条 補助事業者は、申請書に係る記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書をセンターに提出し、様式第6による計画変更承認通知書により承認を受けなければならない。

- 2 センターは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（補助金の支払）

第10条 センターは、第7条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、EPCから当該事業に係る経費の支払いを受けたときは、遅延なく補助事業者へ補助金を支払うものとする。

- 2 センターは、前項の規定により補助事業者へ補助金の支払いをするときは、補助事業者の提出した申請書に記載された補助金振込先に振り込むものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 センターは、第9条第1項の規定による計画変更等の申請があった場合又は次の各号の一に該当すると認められる場合は、第7条第1項の規定による交付決定の全部又は一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 一 補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づくセンターの処分若しくは指示に違反した場合。
- 二 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他の不適当な行為をした場合。
- 三 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 センターは、第1項の規定による取消しをしたときには、様式第7による補助金交付決定取消通知書により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

3 センターは、第1項の規定による取消しをした場合において、その当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、様式第8による補助金返還命令書により、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

4 センターは、前項の返還を命じる場合は、第1項第三号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

5 補助事業者は、第3項の補助金の返還の命令を受けた場合、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。

- 6 前項の補助金の返還の期限は、当該返還の命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。

(環境対応車の管理等)

- 第12条 補助事業者は、補助金により取得した環境対応車については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 センターは、本規程に準じた環境対応車普及促進事業補助金管理規程を作成して補助事業者へ通知し、環境対応車の適正な管理を促すものとする。

(センターによる調査)

- 第13条 センターは、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、補助事業者に対して所要の調査等を行うことができる。
- 2 補助事業者は、センターが前項の調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(補助金の基金への返還)

- 第14条 センターは、基金の解散後において、補助事業者から補助金の返還があった場合には、これを基金設置法人に返還しなくてはならない。

(セキュリティ対策)

- 第15条 センター及びその職員は、本事業を通じ補助事業者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。
- 2 センターは、本事業の実施に当たって提供された個人情報等については、業務終了等により不要になった場合には国土交通大臣へ報告し、その指示に従わなければならない。

(その他必要な事項)

- 第16条 この交付規程に定めるもののほか、この交付規程の施行に関し必要な事項は、センターが別に定める。

(附 則)

- 1 この交付規程は、平成22年3月3日から施行する。
- 2 センターは平成22年3月19日に申請書の受付を開始する。また、第6条の規定に関わらず、平成22年3月31日までに新規登録又は新規届出及び13年超の経年車の使用済自動車として引取業者への引き渡し(ただし別表1に掲げる経年車の廃車を伴う場合に限り。)を行ったものは、平成22年4月30日までに申請書をセンターに提出するものとする。
- 3 低公害車普及促進等対策費補助金交付要綱(平成21年3月25日国自総第534号、国自旅第357号、国自貨第165号)附則(平成22年2月1日一部改正)2.によりセンターに対して補助金交付申請がなされたと思われるものには、第6条第1項及び第2項第二号の規定は適用しない。

(別表1) 環境対応車の環境性能要件の定義及び補助金の額

		乗用車等（登録車等（注1）、軽自動車（注2）をいう。）		重量車（注3）						
		経年車（注4）の廃車（注5）を伴う場合	経年車の廃車を伴わない場合	経年車の廃車を伴う場合			経年車の廃車を伴わない場合			
環境対応車の環境性能要件		次のいずれかの要件を満たすこと。 1. エネルギー消費効率(注6)が平成22年度燃費基準（ディーゼル自動車（注7）にあつては平成17年度燃費基準。以下同じ。）（注8）を達成する自動車であること。 2. 次のいずれかに該当する自動車であること。 一 プラグインハイブリッド自動車（注9） 二 電気自動車（注10） 三 天然ガス自動車（注11） 四 燃料電池自動車（注12） 五 水素自動車（注13）	次のいずれかの要件を満たすこと。 1. 次のすべてに該当する自動車であること。 一 低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省令告示第103号）に基づく平成17年排出ガス基準に対し75%以上の低減レベルを満たすものとして国土交通大臣の認定を受けた自動車であること。 二 エネルギー消費効率が平成22年度燃費基準に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車であること。 2. 次のいずれかに該当する自動車であること。 一 プラグインハイブリッド自動車 二 電気自動車 三 天然ガス自動車 四 燃料電池自動車 五 水素自動車	平成17年排出ガス基準（注14）を達成する自動車又は平成21年排出ガス基準（注17）を達成する自動車であること。			次のいずれかの要件を満たすこと。 1. 次のすべて該当する自動車であること。 一 平成27年度燃費基準（注15）を達成した自動車であること。 二 平成17年排出ガス基準に適合するものであつて、当該基準における規制値より窒素化合物（NOx）又は粒子状物質（PM）の排出量が10パーセント以上低減された自動車又は平成21年排出ガス基準を達成する自動車であること。 2. 次のいずれかに該当する自動車であること。 一 プラグインハイブリッド自動車 二 電気自動車 三 天然ガス自動車 四 燃料電池自動車 五 水素自動車			
	補助金の額 （万円/台）	登録車等	軽自動車	登録車等	軽自動車	小型（注16）	中型（注16）	大型（注16）	小型	中型
	25	12.5	10	5	40	80	180	20	40	90

補助対象経費

環境対応車導入費

- 注1. 自動車のうち道路運送車両法第4条に規定する登録を受けたものであって、車両総重量が3.5トン以下のものをいう。
- 注2. 乗用車等のうち、道路運送車両法第3条に規定する軽自動車をいう。
- 注3. 自動車のうち道路運送車両法第4条に規定する登録を受けたものであって、車両総重量が3.5トンを超えるものをいう。
- 注4. 新規登録（又は新規届出）年月日を起算日として計算した年数（以下「車齢」という。）が13年以上経過している自動車をいう。なお、輸入車を廃車する場合の車齢の起算日は、我が国における初度登録日とする。
- 注5. 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に基づき引取業者に使用済自動車を引き渡すことをいう。
- 注6. 自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令（昭和54年通商産業省・運輸省令第3号）第1条の表第1号に規定する数値（自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成18年国土交通省告示第350号）第1条第1号に掲げる方法により算定したものに限る。）をいう。
- 注7. 乗用車等のうち、軽油を燃料とするものをいう。
- 注8. 「乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」（平成19年経済産業省・国土交通省告示第4号）に掲げる基準又は「貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」（平成19年経済産業省・国土交通省告示第5号）に掲げる基準をいう。
- 注9. 内燃機関を有する自動車であわせて電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの抑制に資するもののうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので、道路運送車両法第60条第1項の規定による自動車検査証に当該自動車がプラグインハイブリッド自動車であることが記載されているものをいう。
- 注10. 電気を動力源とする自動車で内燃機関を有するもの以外をいう。
- 注11. 専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車であって道路運送車両法第60条第1項により交付された自動車検査証に、当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているものをいう。
- 注12. 電気自動車のうち、水素を燃料とするものをいう。
- 注13. 自動車検査証の燃料欄に水素が記載され、又は水素自動車である旨が記載されている検査済自動車をいう。
- 注14. 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上技術基準をいう。
- 注15. 「貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」に掲げる基準をいう。
- 注16. 重量車の区分は、下記の通りとする。
- 一. 「小型」とは、トラックにおいては車両総重量3.5トン超7.5トン以下のものをいい、バスにおいては3.5トン超8トン以下の重量車をいう。
 - 二. 「中型」とは、トラックにおいては車両総重量7.5トン超12トン以下のものをいい、バスにおいては、車両総重量8トン超12トン以下の重量車をいう。
 - 三. 「大型」とは、車両総重量が12トン超の重量車（トラックとバスの別は問わない。）をいう。
- 注17. 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降（内燃機関に軽油を用いる自動車であって車両総重量が3.5トンより大きく12t以下のもの（乗車定員10人以下の乗用車を除く。）にあっては、平成22年10月1日以降）に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上技術基準をいう。
- ※福祉目的で改造された自動車については、別に定める方法により環境性能を満たしていることが確認されたものが対象となる。

(別表2) 補助金の申請要件

経年車の廃車を伴わない場合	経年車の廃車を伴う場合
<p>次の要件をすべて満たさなくてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 導入する環境対応車が、平成21年10月23日から平成22年9月30日までに新規登録（又は新規届出）する自動車であること。（注1、注2） 2. 補助金の申請を行う者が新規登録（又は新規届出）する自動車の使用者と一致すること。ただし、自動車リース事業者が貸渡しの用に供するために導入する自動車の場合における補助金の申請を行う者はリース事業者とする。この場合の使用者名は借受人とする。 3. 導入する環境対応車が、自動車運送事業用の自動車であること。 4. 導入する環境対応車について、導入後1年間使用すること。（注3） 	<p>左記に掲げる要件をすべて満たすとともに、以下の要件をすべて満たさなくてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 5. 廃車する自動車を引取日以前過去1年間以上使用していること。（注4） 6. 廃車する自動車の使用者と新規登録（又は新規届出）する自動車の使用者が一致すること。（注5） 7. 廃車と新規登録（又は新規届出）をする時期は3ヶ月の間に行うものとし、以下に掲げる場合であっても本要件を満たすものとして取り扱うものとする。（注6） <ul style="list-style-type: none"> 一 廃車が先となる場合において、廃車する自動車の車齢が、13年に満たないときは、廃車を行う日から3ヶ月以内に車齢13年に達し、かつ車齢13年に達した日以降に新規登録（又は新規届出）をすること。 二 新規登録（又は新規届出）が先となる場合において、廃車する自動車の車齢が、13年に満たないときは、新規登録（又は新規届出）から3ヶ月以内に車齢13年に達しかつ廃車すること。 8. 廃車する自動車と新規登録（又は新規届出）する自動車の種別等が著しく異なること。（注7）

- 注1. 現金購入のほか、ローン又は割賦・クレジットにより購入した自動車も対象となる。また、リース又はレンタルの用に供する自動車として購入した自動車も対象となる。
- 注2. 経年車の廃車を伴う場合にあつては、環境対応車の新規登録（又は新規届出）及び経年車の廃車引取のいずれかが平成21年10月23日以降であればよい。また、いずれも平成22年9月30日までに完了していなければならない。
- 注3. 新規登録（又は新規届出）した自動車の使用者が変更され使用者名が異なる場合にあつても、以下の場合においては同一の使用者であるとみなす。
- 社名の変更により使用者名が異なる場合
 - 企業の合併により新規登録（又は新規届出）した自動車の使用者の権利義務を全て承継し、使用者名が異なる場合
 - 同一法人の支店間であり、使用者名が異なる場合
 - 親会社と100%子会社の関係、同一親会社の100%子会社同士の関係、又はこれと同等の関係であり、使用者名が異なる場合
- 注4. 廃車する自動車の使用者の名義が引取日以前1年間に変更され使用者名が異なっている場合であっても、以下の場合においては同一の使用者であるとみなし使用期間を合算して計算する。
- 社名の変更により使用者名が異なる場合
 - 企業の合併により廃車する自動車の使用者の権利義務を全て承継し、使用者名が異なる場合

- 同一法人の支店間であり、使用者名が異なる場合
 - 親会社と100%子会社の関係、同一親会社の100%子会社同士の関係、又はこれと同等の関係であり、使用者名が異なる場合
- 注5. 廃車する自動車の使用者名と新規登録（又は新規届出）する自動車の使用者名が異なる場合であっても、以下の場合には同一使用者であるとみなす。
- 社名の変更により使用者名が異なる場合
 - 新規登録（又は新規届出）する自動車の使用者が、企業の合併により廃車する自動車の使用者の権利義務を全て承継した場合
 - 廃車する自動車の使用者と新規登録（又は新規届出）する自動車の使用者との関係が、同一法人の支店間である場合
 - 廃車する自動車の使用者と新規登録（又は新規届出）する自動車の使用者との関係が、親会社と100%子会社の関係、同一親会社の100%子会社同士である、又はこれと同等である場合
- 注6. いずれの場合も13年目の継続検査（車検）手続きの有無は要件としない。また、軽自動車を廃車する場合において、車齢の起算日が特定できないときは、自動車検査証に記載されている初度検査年月のうち最も遅い時期に初度検査が行われたものとして、以下の場合を13年の起算日とみなす。
- 一 年月が特定可能な場合は、当該年月の末日
 - 二 年のみが特定可能な場合は、当該年の12月27日（ただし、平成9年については、当該年の7月1日）
- 注7. 以下の場合には種別等が著しく異なるものとみなす。
- 一 廃車する自動車が登録車等又は軽自動車であり、新規登録をする自動車が重量車である場合
 - 二 廃車する自動車が重量車であり、新規登録（又は新規届出）する自動車が登録車等又は軽自動車である場合
 - 三 廃車する自動車が自家用の登録車等又は軽自動車（ただし、身体障害者輸送車、車いす移動車を除く。）であり、新規登録（又は新規届出）する自動車が事業用乗用自動車である場合
 - 四 廃車する自動車と新規登録する自動車が共に重量車であり、用途が異なる場合。ただし、以下の場合を除く。
 - ア) 廃車する自動車が事業用でその用途が貨物又は特種のものであり、新規登録する自動車が事業用でその用途が貨物又は特種である場合
 - イ) 廃車する自動車が自家用でその用途が貨物又は特種（冷蔵冷凍車、タンク車、コンクリミキサー車、現金輸送車、粉粒体運搬車、塵芥車に限る。）のものであり、新規登録する自動車が事業用でその用途が貨物又は特種である場合
 - ウ) ア) 及びイ) の他、用途が著しく異なるものではないとしてセンターが認める場合

(別表3) 申請に必要な書類

1. 環境対応車の導入にあたり経年車の廃車を伴う場合の補助金の交付の申請に必要な書類

(1) 補助事業者が自動車運送事業者の場合

- ①補助金交付申請書兼実績報告書
- ②導入する自動車が別表1で定める環境性能要件を満たしていることを証する書類
 - ・導入する自動車の自動車検査証の写し
- ③廃車する自動車が経年車でかつ1年間以上使用したことを証する書類
 - ・廃車する自動車の詳細登録(検査)事項等証明書
 - ・自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況検索機能画面の印刷
- ④補助金を交付する金融機関口座の通帳又はキャッシュカードの写し
- ⑤その他センターが定めるもの

(2) 補助事業者がリース事業者の場合

上記(1)の他、リース契約書(契約した車両の登録番号、車台番号等について確認できるものに限る。)

2. 環境対応車の導入にあたり経年車の廃車を伴わない場合の補助金の交付の申請に必要な書類

(1) 補助事業者が自動車運送事業者の場合

- ①補助金交付申請書兼実績報告書
- ②導入する自動車が別表1で定める環境性能要件を満たしていることを証する書類
 - ・導入する自動車の自動車検査証の写し
- ③補助金を交付する金融機関口座の通帳又はキャッシュカードの写し
- ④その他センターが定めるもの

(2) 補助事業者がリース事業者の場合

上記(1)の他、リース契約書(契約した車両の登録番号、車台番号等について確認できるものに限る。)

(様式第1)

環境対応車普及促進事業
補助金交付申請書兼実績報告書

管理No.

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 杉浦 精一 殿

申請日

平成 年 月 日

〒□□□-□□□□	
住所	
氏名又は名称 及び代表者名	
連絡先 TEL ()	

(○で囲む)

- ①地方公共団体 ②リース会社
- ③その他の法人 ④個人事業者 ⑤個人

印

注) 通帳の「口座名義カナ」が記載されているページのコピーを添付し、必ず記載通りに記入してください。
 姓名の間にスペース (ミョウジ□ナマエ) が入っている場合には、必ず1文字分空けてください。
 株式会社は、(カ)、(カ、有限会社は、(ユ)、(ユなど、通帳に記載の「口座名義カナ」に倣って記入してください。

補助金振込先	口座名義カナ(左詰め)															
	口座名義(申請者名)															
	金融機関名と店名	銀行 信金 信組 農協 労金 その他()	銀行コード	本店 支店 出張所	支店コード											
	口座番号	預金種目(○で囲む)					口座番号(右詰で記入)									

自家用/事業用自動車に係る環境対応車普及促進事業補助金交付規程(以下「交付規程」という)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

「自家用」・「事業用」の区別を明示して、車両1台につき、1枚の申請書を作成してください。

申請内容				
廃車がありますか	はい・いいえ	補助金交付申請額	万円	
新車情報	車種区分	①登録車 ②軽自動車 ③重量車(大型) ④重量車(中型) ⑤重量車(小型)		
	登録年月日	平成 年 月 日	登録番号	
	用途(該当に○)	①乗用②貨物③乗合④他	自家用・事業用の別	①自家用 ②事業用
	車名		車両総重量	kg
	車台番号		型式	
	使用者の氏名又は名称			
	使用者の住所			
廃車情報 13年超の廃車 を伴わない 場合は 記入不要	車種区分(該当に○)	①登録車 ②軽自動車 ③重量車(大型) ④重量車(中型) ⑤重量車(小型)		
	引取証明書交付日	平成 年 月 日	移動報告番号	
	初度登録年月日	平成 年 月 日	登録番号	
	用途(該当に○)	①乗用②貨物③乗合④他	自家用・事業用の別	①自家用 ②事業用
	車名		車両総重量	kg
	車台番号		型式	
	使用者氏名又は名称			
使用者の住所				
使用の本拠の位置				
確認	右記確認後「はい」に○	本車両に対して、本補助金以外に国からの補助金を申請又は受領していません。	はい	

(注) 1. 交付規程(別表3)に定める書類を添付すること。

2. 本申請書に記載された個人情報は、一般社団法人次世代自動車振興センターの個人情報保護方針に基づき取り扱います。(http://www.cev-pc.or.jp 参照)

取扱担当者	氏名:	印
	社名、役職等	
	住所:	
	TEL: - - FAX: - -	

記載内容、添付書類チェック欄	
記載内容	添付書類

捨印

(様式第2)

ECO

環境対応車普及促進事業
補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書

第 号
平成 年 月 日

補助事業者

住所〒

氏名又は名称

(代表者)

殿

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 印

平成 年 月 日付けで交付申請があった補助金については、審査の結果、低公害車普及促進等対策費補助金（平成21年度第2時補正予算分）交付要綱第4条に基づく基金から、下記のとおり交付することに決定したので、事業用自動車に係る環境対応車普及促進事業補助金交付規程第7条第1項の規定に基づき通知します。

記

補助金交付決定番号	第 号
氏名又は名称 及び住所	
補助金の確定額	
特記事項	

(様式第3)

ECO

環境対応車普及促進事業
補助金不交付通知書

第 号
平成 年 月 日

補助事業者

住所〒

氏名又は名称

(代表者)

殿

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 印

平成 年 月 日付けで交付申請があった補助金については、審査の結果、事業用自動車に係る環境対応車普及促進事業補助金交付規程第7条第2項の規定に基づき交付しないことに決定したので、通知します。

記

氏名又は名称 及び住所	
不交付の理由	
特記事項	

(様式第5)

環境対応車普及促進事業補助金
計画変更承認申請書

ECO

平成	年	月	日
----	---	---	---

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

(補助事業者)

補助金交付決定番号	第	号
住所〒		
氏名又は名称 及び代表者名		印

上記の補助金交付決定番号をもって交付決定のあった標記補助金を下記のとおり変更したいので、事業用自動車に係る環境対応車普及促進事業補助金交付規程第9条第1項の規定に基づき、申請します。

記

1. 変更の内容

変更事項	変更前	変更後

2. 変更を必要とする理由

.....

- (注) 1. 既に交付決定を受けた補助金額の変更を伴う場合は、その旨も併せて記載すること。
2. 交付申請に添付した書類のうち変更のあるものは、変更後の書類を添付すること。

(様式第6)

環境対応車普及促進事業補助金
計画変更承認通知書

ECO

第 号
平成 年 月 日

補助事業者

住所〒

氏名又は名称

(代表者)

殿

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 印

平成 年 月 日付けで申請のあった標記補助金の計画変更については、審査の結果、下記のとおり承認することとしたので、事業用自動車に係る環境対応車普及促進事業補助金交付規程第9条第1項の規定に基づき、通知します。

記

補助金交付決定番号	第 号
-----------	-----

計画変更の内容		
変更事項	変更前	変更後

特記事項	
------	--

(様式第7)

ECO

環境対応車普及促進事業補助金
補助金交付決定取消通知書

第 号
平成 年 月 日

補助金交付決定番号 第 号
補助事業者
住所〒
氏名又は名称
(代表者) 殿

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 印

上記の補助金交付決定番号をもって交付決定を行った標記補助金については、下記の理由により交付決定を
取消しましたので、事業用自動車に係る環境対応車普及促進事業補助金交付規程第11条第2項の規定に基づ
き、通知します。

記

1. 取消理由

2. 取消金額

以上

(様式第8)

環境対応車普及促進事業補助金
補助金返還命令書

ECO

第 号
平成 年 月 日

補助金交付決定番号 第 号
補助事業者
住所〒
氏名又は名称
(代表者) 殿

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 印

上記の補助金交付決定番号をもって交付決定を行った標記の補助金について、事業用自動車に係る環境対応車普及促進事業補助金交付規程第11条第3項の規定に基づき、下記により返還を命じます。

記

返還すべき補助金の額		円 (I. + II.)
I. 支払済補助金の額		
II. 加算金の額		
III. 返還期限		
IV. 返還命令の理由		
V. 振込先	口座名義： 金融機関名： 店名： 預金種目： 口座番号：	